

不適切な運営を防ぐために

令和7年度越谷市障害福祉サービス集団指導
福祉部福祉総務課

1. 指導監査の類型

- 障害福祉サービスの指導監査は、
サービスの質の確保 及び 保険給付の適正化 を図ることを目的とする。
- ①**実地指導(運営指導)**：基準条例や報酬告示等を満たしているか、事業所に赴き、関係書類の調査や関係職員へのヒアリングにより行う。
- ②**監査**：著しい基準違反及び報酬の不正請求が疑われた場合等に、当該違反等の事実確認のために行う。
- ③**業務管理体制確認検査**：事業者に義務付けられる法令遵守の業務管理体制に係る「確認検査」（一般検査・特別検査）

1. 指導監査の類型

- 指導と監査の違い

指導…利用者に対するサービスの質の確保・向上を図るため、制度管理の適正化や改善に向けての助言等を行う。

監査…指定基準違反や不正請求等が認められる（疑われる）場合に、行政処分も念頭に、その事実確認を行う。
なお、無通告で事業所に立入りを行うこともある。

1. 指導監査の類型

・業務管理体制の一般検査・特別検査

対象は、当該指定に係る全ての事業所等が一の市町村／中核市の区域
に所在するものに限る。（それ以外は国・県等が所管）
本市では6年に1回、書面にて検査を行う。
障害福祉サービスについては、本年度内に実施する。

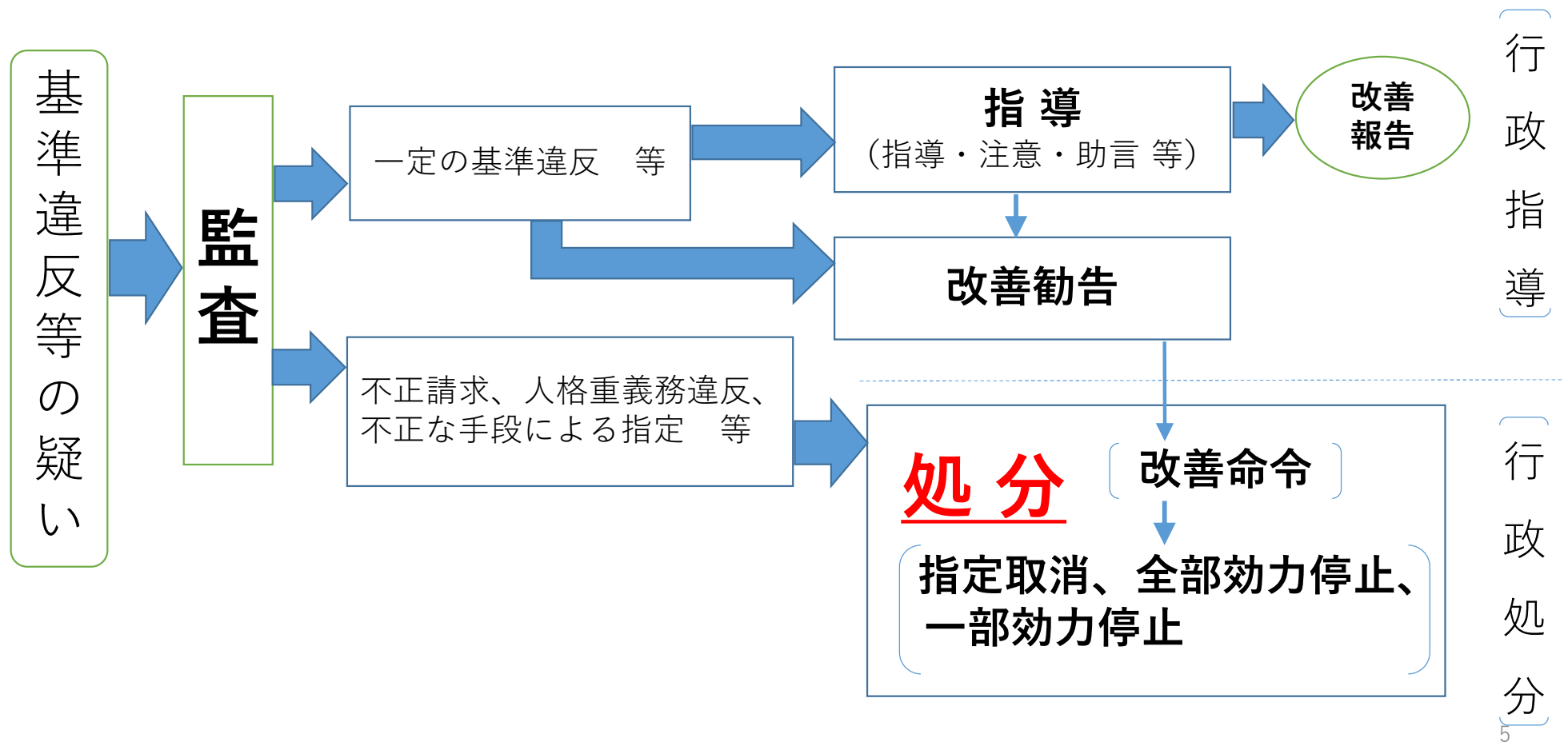
〔主な指摘事例〕

業務管理体制の変更届出をしていない。

(補足説明)

法令遵守責任者の変更や氏名の変更、所在地等の変更がある場合にも
届出が必要になります。どちらも市障害福祉課又は子ども施策推進課
に届出を行ってください。

2. 監査による処分



3. 不正請求について

- **不正請求とは**、法令や基準に違反し、かつそれを偽って報酬を請求することをいいます。
- **具体例①**：実際にはサービスを行っていないにもかかわらず、サービスを行ったように装い、報酬請求を行った場合
- **具体例②**：一定の人員基準を満たすことが要件となっている加算について、人員が不足しているにもかかわらず、人員は満たされていることを装い加算要件を満たすものと偽って請求をした場合
- **具体例③**：サービスの所要時間によって単位数が定められている場合に実際にサービスを行った時間に対応する単位数を超えた単位数により請求した場合

3. 不正請求について

- **注意点①**：事情によっては、減算不適用や加算要件不充足の場合であっても、**単なる過誤調整ではなく、不正請求に当たることがあります。**
- **注意点②**：不正請求と認定された場合は、**不正請求額に加えてその額に40%を乗じた額の支払いが課されることがあります。**さらには、**取消処分等の処分事由に該当することがあります。**
- **ポイント**：日頃から「報酬告示」や「留意事項通知」などに基づいて**正しく報酬請求ができているか確認**しましょう。